

滋賀県卸売市場法施行条例を廃止する条例案について

1 廃止の理由

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正により、地方卸売市場の許可制度が認定制度に改められたことに伴い、許可制度に関する条例への委任規定が削除されたことから、滋賀県卸売市場法施行条例（昭和46年滋賀県条例第55号）を廃止しようとするものです。

2 施行期日

令和2年6月21日

（参考）

「滋賀県卸売市場施行条例」の概要

滋賀県卸売市場施行条例は、卸売市場法の規定に基づき、地方卸売市場の開設、卸売業務の許可等の手続き等について必要な事項を定めている。

○制定時期 昭和46年12月

○条例の主な内容

- 第2、5条 開設の許可、廃止の申請
- 第3、17条 業務規程の内容、業務規程の変更
- 第6、8条 卸売業務の許可の申請、廃止の届出
- 第7条 卸売取扱品目の部類
- 第9、10条 事業譲渡等、相続
- 第12、20条 売買取引の方法、卸売予定数量等の公表
- 第22条 滋賀県卸売市場審議会の設置